

「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」の一部改正について

令和6年4月1日以降に契約する森林土木工事に係る現場管理費率については、下記のとおりとします。なお、令和6年3月31日以前に入札公告を行い令和6年4月1日以降に契約する森林土木工事については、契約後に設計変更にて率の変更を行います。

記

1. 共通仮設費率

第1表 ～ 第4表 (略)

第5表 (新設)

対象額 適用 区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下	
	下記の率を第1表の率に加算する。 (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
		A ‘	b ‘
治山・地すべり防止工事	1.56	302.9	-0.0191
道路工事	2.96	75.5	-0.0407

(注) 1 (略)

- 2 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600万円以下の場合には、共通仮設費率 (Kr) を次式により算定するものとする。また、対象額が600万円以下の場合には、第1表の率に第5表の率を加算するものとする。

$$Kr = (A + A ‘) \cdot P^{(b+b')}$$

ただし、A ‘、b ‘ : 変数 (第5表)

- 3 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が次表の範囲内にある場合の共通仮設費率 (Kr) は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。

工事区分	対象額 (円) の範囲	共通仮設費率 (%) の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000円超 60,205,000円以下	5,280,000 / 対象額 (円) × 100
道路工事	56,000,000円超 63,748,000円以下	6,496,000 / 対象額 (円) × 100

2. 現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
	工種区分		A	b	
河川工事		44.05	1,118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事		46.27	1,229.5	-0.2081	16.48
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
森林整備		43.09	347.3	-0.1324	22.34
道路工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34

第2表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
	工種区分		A	b	
橋梁保全工事		65.88	1,465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
	工種区分		A	b	
道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29

第4表

工種区分	純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
	工種区分		A	b	
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52